

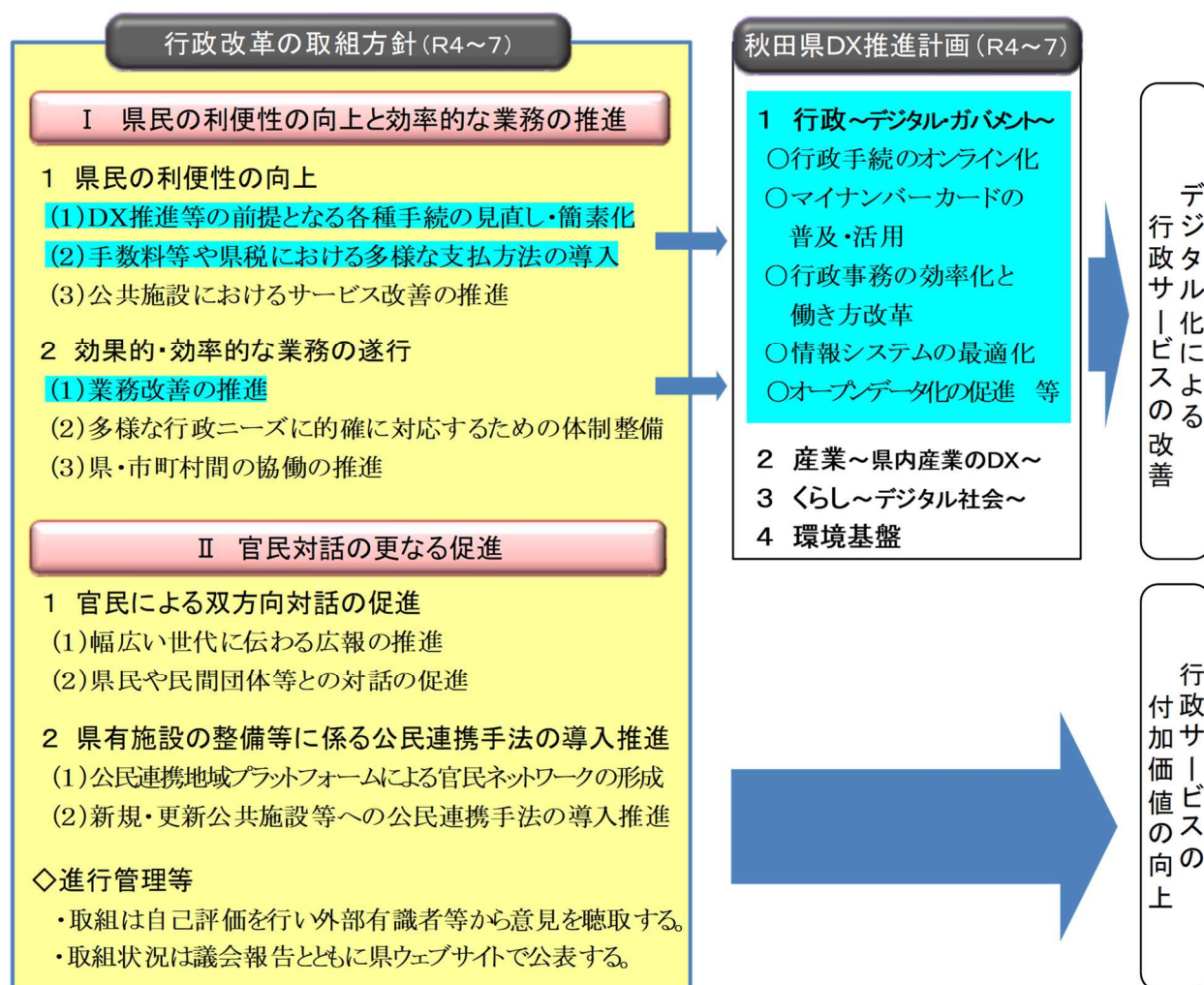
「行政改革の取組方針（令和４～７年度）」について 【令和６年度改訂版】

1 取組の経過

- 平成 30 年度からの「新行財政改革大綱（第 3 期）」に基づき、令和 3 年度までを実施期間として、量と質の両面から行財政改革に取り組んできた。
- これまでの取組を通じて、個別の P D C A サイクルが機能するなど行財政改革の取組は一定程度進んでおり、今後は I C T や民間のノウハウ等も活用しながら、どう行政サービスの付加価値を高めていくかが課題である。

2 令和４年度からの行政改革

- 限られた財源や人員体制の中にあっても、時代の変化に応じて適切な行政サービスを提供するとともに、「新秋田元気創造プラン」に掲げる施策の推進を下支えしていくため、行政運営のあり方の不断の見直しが必要である。
- これまでの取組の定着を踏まえ、D X ・デジタル化の推進とともに、行政サービスの付加価値の向上につながる事項に重点的に取り組む。



改革の柱と取組項目等

I 県民の利便性の向上と効率的な業務の推進

1 県民の利便性の向上

(1) DX推進等の前提となる各種手続の見直し・簡素化

県に対する各種手続について、行政のデジタル化を念頭に申請・審査方法の見直しを進めるほか、県の事務における県税に係る納税証明書の添付省略により行政手続のワンストップ化を推進します。

(取組内容)

- ・押印・書面・対面規制などの申請・審査方法の見直し
- ・県の事務における県税に係る納税証明書の添付省略化等

(目標)

- ・書面・対面による手続の見直し割合（見直し手続数／法令等による存続を除く手続数）
（R 3：書面 59.6％・対面 54.5％ → R 7：書面・対面ともに 100％）
- ・納税証明書の添付等省略事務の割合（法律要件等を除く）
（R 3：－ → R 7：50％）

(2) 手数料等や県税における多様な支払方法の導入

手数料等や県税におけるキャッシュレス納付のための環境を整備するとともに、証紙制度のあり方についても検討を行い、利用者及び納税者の支払方法の選択肢を広げます。

(取組内容)

- ・各種申請手続における手数料等をキャッシュレス納付できる仕組みの構築
- ・納付方法の拡大による県税のキャッシュレス納付の推進

(目標)

- ・キャッシュレス納付が可能な手数料等の割合
（R 3：1.5％ → R 7：100％）
- ・新たなキャッシュレス手法による納付件数（自動車税、個人事業税、不動産取得税）
（R 3：－ → R 7：27,900 件）

(3) 公共施設におけるサービス改善の推進

指定管理者制度における公募要件の柔軟化やモニタリングの実施等により効果的・効率的な施設運営を進めるとともに、指定管理期間の更新にあたり官民対話（サウンディング）を実施し、施設の運営手法について民間事業者等の意見を踏まえた検討を行います。

(取組内容)

- ・指定管理者制度における公募要件の柔軟化等による効果的・効率的な運営の推進
- ・指定管理施設の運営手法に関するサウンディングの実施

(目標)

- ・外部モニタリングを実施した指定管理施設数
(R 3 : 0 施設 → R 7 : 64 施設 (累計))
- ・サウンディングを実施した指定管理施設数
(R 3 : 0 施設 → R 7 : 21 施設 (累計))

2 効果的・効率的な業務の遂行

(1) 業務改善の推進

事務処理マニュアルの改訂により業務を可視化することで業務の進め方・手法の見直しを図るとともに、事務ミスを防止し、適正な業務遂行を確保するため、財務会計システムとの連携などデジタル技術を活用して内部統制機能の向上に向けた取組を進めます。

(取組内容)

- ・事務処理マニュアルの改訂による業務の進め方・手法の見直し
- ・事務ミス防止に向けた内部統制機能向上の検討推進

(目標)

- ・新たな事務処理マニュアルによる業務の見直し件数
(R 3 : - → R 7 : 600 件 (R 4 ~ 7 年度累計))
- ・重大不備事案の発生件数 (毎年度 0 件を目指す)
(R 2 : 1 件 → 毎年度 0 件)

(2) 多様な行政ニーズに的確に対応するための体制整備

多様な行政ニーズに的確に対応するため、長期的な視点に立った人事配置や研修等を通じて組織全体の専門性の向上を図るとともに、働きやすい職場を整備することにより職員の意欲向上と職場での能力発揮を後押しします。

(取組内容)

- ・職員の専門性の向上や幅広い視野を得るための長期的視点に立った人事配置と研修の実施
- ・多様な人材が活躍できる職場づくり

(目標)

- ・成長を実感している職員の割合
(R 3 : 66.3% → R 7 : 75.0%)
- ・職場に「働きやすさ」や「働きがい」を感じている職員の割合
(R 3 : 65.2% → R 7 : 75.0%)

(3) 県・市町村間の協働の推進

秋田県・市町村協働政策会議等において、県・市町村が協働で取り組むべき政策、施策等に関する合意形成を進めます。また、生活排水処理事業における汚水・汚泥処理の広域化・共同化等を進めるとともに、県・市町村連携による広域補完組織の設立を目指します。

(取組内容)

- ・秋田県・市町村協働政策会議等の運営
- ・生活排水処理事業における県・市町村連携の推進

(目標)

- ・県・市町村協働政策会議等の開催回数
(R3 : 5回 → R7 : 16回 (R4～7年度累計))
- ・生活排水処理施設の流域下水道への接続処理区数
(R2 : 16処理区 → R7 : 29処理区 (累計))

Ⅱ 官民対話の更なる促進

1 官民による双方向対話の促進

(1) 幅広い世代に伝わる広報の推進

デジタル社会に合わせ、紙媒体・電波媒体とソーシャルメディアを組み合わせたメディアミックスによる県政情報の発信を行うとともに、利用者の視点による点検・評価をもとにウェブサイト・SNS等の改善を図ります。

(取組内容)

- ・広報媒体の特性を生かしたメディアミックスによる情報発信
- ・利用者の視点によるウェブサイト・SNS等の点検・評価

(目標)

- ・県民意識調査における「広報活動の現状評価」※注1
(R3 : 65.1% → R7 : 70.0%)
- ・県民意識調査における「県が発信する情報の取得方法」※注2
(R3 : 22.5% → R7 : 25.0%)
- ・県が管理・運営するウェブサイトの平均アクセス数
(R2 : 119,250アクセス → R7 : 127,000アクセス)

※注1 「十分行われている」及び「ある程度行われている」の割合

※注2 「県のウェブサイト(「美の国あきたネット」等)」及び「ソーシャルメディア(ブログ、ツイッター、フェイスブック、動画サイト等)」の割合

(2) 県民や民間団体等との対話の促進

県政に対する幅広いニーズを把握して各種施策や事業にタイムリーに反映させるため、企業経営者や現場責任者等との「官民対話」を行うほか、審議会等委員の共同公募により多様な人材の登用を進めます。

(取組内容)

- ・施策・事業の推進に向けた関係団体等との情報交換の充実
- ・審議会等委員への多様な人材の登用

(目標)

- ・官民対話の実施回数
(R 3 : 38 回 → R 7 : 160 回)
- ・審議会等における公募委員数
(R 3 : 41 人 → R 7 : 60 人)

2 県有施設の整備等に係る公民連携手法の導入推進

(1) 公民連携地域プラットフォームによる官民ネットワークの形成

県・市町村や県内企業、大学、金融機関等で構成する「あきた公民連携地域プラットフォーム」における活動を推進し、県内における公共施設等の整備等への民間活力の導入を促進します。

(取組内容)

- ・公民連携手法導入に向けた官民双方の意識の醸成
- ・施設整備等の構想段階におけるサウンディングの実施支援

(目標)

- ・プラットフォーム参加者のPPP／PFIに対する理解の度合い
(R 3 : 38.8% → R 7 : 80%)
- ・サウンディング実施団体（行政）及びサウンディング参加企業等における満足度
(R 3 : — → R 7 : 80%)

(2) 新規・更新公共施設等への公民連携手法の導入推進

県有施設の整備等に当たり、公民連携手法導入優先的検討方針に基づき、構想検討の早い段階からPPP／PFI手法の導入検討を着実に実施し、施設のサービス向上や地域活性化の観点から民間ノウハウの活用を推進します。

(取組内容)

- ・優先的検討方針に基づくPPP／PFI手法の導入検討の着実な実施
- ・新県立体育館の整備に向けた公民連携手法の導入検討

(目標)

・サウンディングの実施施設数

(R 3 : 4 施設 → R 7 : 16 施設 (R 4 ~ 7 年度累計))

・新県立体育館の整備に向けた検討の着実な推進

(R 5 年度中に公民連携手法導入の適否を判断)

取組一覧

改革の柱	取組項目	取組名	目標	(参考)策定時の状況	最終目標等	
		取組内容				
Ⅰ 県民の利便性の向上と効率的な業務の推進	1 県民の利便性の向上	(1) D X推進等の前提となる各種手続の見直し・簡素化				
		① 押印・書面・対面規制などの申請・審査方法の見直し	書面・対面による手続の見直し割合（見直し手続数/法令等による存続を除く手続数）	書面：59.6% 対面：54.5%	書面・対面ともに100%	
		② 県の事務における県税に係る納税証明書の添付省略化等	納税証明書の添付等省略事務の割合（法律要件等を除く）	—	50%	
		(2) 手数料等や県税における多様な支払方法の導入				
		① 各種申請手続における手数料等をキャッシュレス納付できる仕組みの構築	キャッシュレス納付が可能な手数料等の割合	1.5%	100%	
		② 納付方法の拡大による県税のキャッシュレス納付の推進	新たなキャッシュレス手法による納付件数	—	27,900件 （自動車税） （個人事業税） （不動産取得税）	
		(3) 公共施設におけるサービス改善の推進				
		① 指定管理者制度における公募要件の柔軟化等による効果的・効率的な運営の推進	外部モニタリングを実施した指定管理施設数（累計）	0施設	64施設	
		② 指定管理施設の運営手法に関するサウンディングの実施	サウンディングを実施した指定管理施設数（累計）	0施設	21施設	
	2 効果的・効率的な業務の遂行	(1) 業務改善の推進				
		① 事務処理マニュアルの改訂による業務の進め方・手法の見直し	新たな事務処理マニュアルによる業務の見直し件数（R4～7年度累計）	—	600件 （1班1見直し）	
		② 事務ミス防止に向けた内部統制機能向上の検討推進	重大不備事案の発生件数（毎年度0件を目指す）	1件 ※R2年度実績	毎年度0件	
		(2) 多様な行政ニーズに的確に対応するための体制整備				
		① 職員の専門性の向上や幅広い視野を得るための長期的視点に立った人事配置と研修の実施	成長を実感している職員の割合	66.3%	75.0%	
		② 多様な人材が活躍できる職場づくり	職場に「働きやすさ」や「働きがい」を感じている職員の割合	65.2%	75.0%	
		(3) 県・市町村間の協働の推進				
		① 秋田県・市町村協働政策会議等の運営	県・市町村協働政策会議等の開催回数（R4～7年度累計）	5回	16回	
		② 生活排水処理事業における県・市町村連携の推進	生活排水処理施設の流域下水道への接続処理区数（累計）	16処理区 ※R2年度実績	29処理区	

改革の柱	取組項目	取組名	目標		
		取組内容		(参考)策定時の状況	最終目標等
Ⅱ 官民対話の更なる促進	1 官民による双方向対話の促進	(1) 幅広い世代に伝わる広報の推進			
		① 広報媒体の特性を生かしたメディアミックスによる情報発信	県民意識調査における「広報活動の現状評価」※注1	65.1%	70.0%
		② 利用者の視点によるウェブサイト・SNS等の点検・評価	ア 県民意識調査における「県が発信する情報の取得方法」※注2 イ 県が管理・運営するウェブサイトの平均アクセス数	ア 22.5% イ 119,250 ※R2年度実績	ア 25.0% イ 127,000
		(2) 県民や民間団体等との対話の促進			
		① 施策・事業の推進に向けた関係団体等との情報交換の充実	官民対話の実施回数	38回	160回
		② 審議会等委員への多様な人材の登用	審議会等における公募委員数	41人	60人
	2 公県民有連携施設の整備の備導等入に推係進る	(1) 公民連携地域プラットフォームによる官民ネットワークの形成			
		① 公民連携手法導入に向けた官民双方の意識の醸成	プラットフォーム参加者のPPP/PFIに対する理解の度合い	38.8%	80.0%
		② 施設整備等の構想段階におけるサウンディングの実施支援	サウンディングの実施団体（行政）及びサウンディング参加企業等における満足度	—	80.0%
		(2) 新規・更新公共施設等への公民連携手法の導入推進			
		① 優先的検討方針に基づくPPP/PFI手法の導入検討の着実な実施	サウンディングの実施施設数（R4～7年度累計）	4施設	16施設
		② 新県立体育館の整備に向けた公民連携手法の導入検討	検討の着実な推進（R5年度中に公民連携手法導入の適否を判断する）	—	R5年度中に適否を判断

※注1 「十分行われている」及び「ある程度行われている」の割合

※注2 「県のウェブサイト（「美の国あきたネット」等）」及び「ソーシャルメディア（ブログ、ツイッター、フェイスブック、動画サイト等）」の割合

改訂履歴

公表年月	改訂内容
令和 4 年 3 月	新規作成
令和 5 年 10 月	目標数値の修正 ・新たなキャッシュレス手法による納付件数 (自動車税、個人事業税、不動産取得税) 5,900 件 → 19,400 件 ・外部モニタリングを実施した指定管理施設数 (累計) 9 施設 → 65 施設
令和 6 年 10 月	目標数値の修正 ・新たなキャッシュレス手法による納付件数 (自動車税、個人事業税、不動産取得税) 19,400 件 → 27,900 件 ・外部モニタリングを実施した指定管理施設数 (累計) 65 施設 → 64 施設